

○大雪消防組合職員の降給に関する条例

〔令和5年3月22日〕
〔条例第2号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、大雪消防組合職員（以下「職員」という。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

（降給）

第2条 職員の降給に関しては、消防本部及び消防署の所在町職員の例による。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りではない。

（通知書の交付）

第3条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。